

調整給付金(不足額給付分)申請書

※ 本給付金は申請により、下記の全ての条件に該当する住民に対して、一律支給するものです。

- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(≡本人として定額減税対象外)
- 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう(≡扶養親族等としても定額減税対象外)
- 低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

＜給付対象になり得る方の例＞

- 青色事業専従者、事業専従者(白色)
- 合計所得金額48万円超の方

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
貝 塚 市長殿

市区町村
受付印

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える方のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

② 以下のいずれにも該当しません。

- 令和6年度に実施された定額減税の対象であった
- 令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を世帯主または世帯員として受給した
- 令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した

③ 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

上記の情報が誤っていた場合は、訂正して申請をお願いいたします。

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座

下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金 融 機 関 名				支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)				口 座 名 義(カナ)			
						※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。							
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連				本・支店 本・支所 出張所	1普通								
金融機関コード					支店コード	2当座							

ゆうちょ銀行	通帳記号 〔6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい〕	※	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入下さい。	1			

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付金の支給ができない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。	
令和 年 月 日	申請者氏名

振込先金融機関口座確認書類の写し(コピー)
※振込口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し(コピー)

振込を希望する口座の確認書類の写し(コピー)を添付してください。

本人(代理人)確認書類の写し(コピー)
 ※マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)
 ※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類の写し(コピー)を添付